

(Ref S4)

(ChatGPT への質問)

世界 100 カ国以上が締結している CRS Common Reporting Standard 共通報告基準とは何か、英國・日本はいつ加盟したか、何時の時点の金融情報を何時お互いの国の税務当局が情報交換するか、英國に住む日本人は何を注意しなければならないかを含めて教えて下さい。

(ChatGPT からの回答)

CRS (Common Reporting Standard・共通報告基準) は、世界各国の税務当局同士が金融口座情報を自動でやり取りする為の国際ルールです。OECD (経済協力開発機構) が 2014 年に策定し、現在は 120 以上の国・地域が参加しています。

1. CRS (共通報告基準) とは？

ざっくり言うと、自國に住んでいる人が、海外に隠し口座を持って脱税するのを防ぐ為、各國の税務当局が金融機関に外国居住者の口座情報を毎年報告させ、その情報を税務当局同士で自動交換する仕組みです。

主なポイント

対象：銀行口座、証券口座、投資信託、一定の保険商品などの金融口座

報告する情報：口座名義人の氏名・住所・生年月日、税務上の居住地国 (Tax Residence)、各國の納税者番号 (TIN)、口座番号、報告年末時点の残高、その年の利子・配当・売却代金等の金額

情報の流れ：金融機関 → 自國の税務当局 (日本なら NTA、英國なら HMRC) → 税務当局 → 口座名義人の居住地国の税務当局へ自動交換

2. 英国と日本はいつ CRS に参加したか

CRS への参加は、MCAA と言う多国間協定への署名日と、最初の情報交換年で見るのが一般的です。

英國：CRS 多国間協定への署名日：2014 年 10 月 21 日

最初の情報交換開始：2017 年 9 月、いわゆる early adopter として 2017 年交換

日本：CRS 多国間協定への署名日：2015 年 10 月 29 日

最初の情報交換：2018 年 9 月 (2017 年分の口座情報を交換)

国内での CRS 制度開始日：2017 年 1 月 1 日から日本で CRS が適用開始

3. 何時時点の情報が何時日英の税務当局間で交換されるか

CRS はカレンダーイヤー、1月 1 日から 12 月 31 日までを 1 年単位とします。

1) どの時点の金融情報が対象

対象期間：その年の 1 月 1 日～12 月 31 日

報告される主な内容：期間中の利子・配当・売却代金など、12 月 31 日時点の口座残高

例えば、2024 年分の CRS 情報なら：

期間：2024 年 1 月 1 日～2024 年 12 月 31 日

残高基準日：2024 年 12 月 31 日時点の残高

2) 何時税務当局同士で交換される

ざっくりしたタイムライン（日本 <→ 英国どちら側の口座でも同じ構造）：翌年春頃までに金融機関 → 自国の税務当局へ報告

英国：前年 12 月 31 日で締めた年分を、当年 5 月 31 日までに HMRC へ提出

日本：同様に、当年春（最近は多くの年で 4 月末締め）に NTA へ提出

その後、同じ年の 9 月頃までに NTA と HMRC を含む各国税務当局が、OECD の MCAA に基づいて相手国へ自動交換。

OECD の発表では、9 月頃までに情報交換が標準になっており、枠組み上は、その年の 9 月頃までに相手国へ提供されると言うイメージで理解しておくのが現実的です。

4. 英国に住む日本人にとって、情報の流れはどうなる

パターン A：英国居住者（英国で納税）+ 日本の口座を持っている

あなたが UK Tax Resident として日本の銀行に英国居住と自己申告すると、日本の金融機関はあなたを英国居住者として扱う

日本の金融機関 → 日本の NTA へ報告 → 英国 HMRC へ自動交換（毎年 9 月頃）

結果：日本の銀行口座の残高・利子・配当などが、英国の税務当局（HMRC）に報告されます。

パターン B：日本居住者（日本で納税）+ 英国の口座を持っている

あなたが日本の税務上居住者として英国の銀行に自己申告すると：英国の金融機関 → HMRC へ報告 → 日本の NTA へ自動交換

結果：英国の銀行口座情報が日本の税務当局（NTA）に報告されます。

パターン C：二重居住やステータスがあいまいな場合

CRS では、税務上の居住地が鍵であり、国籍ではありません。日英で二重居住の可能性がある場合、条約上のタイプブレークルールで判定されることがあります。実際には、金融機関で求められる Self-Certification（自己申告書）の内容をどう書くかがとても重要です。

5. 英国に住む日本人が注意すべきポイント

1) 税務上の居住地」を正しく理解・自己申告する

CRS も税法も、どこに住民票があるかではなく、どこの国に納税義務があるか、税務上の居住地が重要です。英国では Statutory Residence Test によって、居住判定がされます（滞在日数や英国との結び付きなど）。日本側でも、居住者・非居住者の判定ルールがあります。金融機関に口座開設・住所変更・自己申告書提出を求められたら、税務上の居住地を適当に書かず、現実の居住状況等に即して記入する事が大事です。

2) 全ての海外口座の所得を必要な国でちゃんと申告する

あなたが英国の税務上の居住者であれば、原則として日本の銀行預金の利子・日本の証券口座の配当・キャピタルゲイン・海外の口座の利子・配当なども、英国の税務申告（Self Assessment）で申告が必要になるケースが多いです。一方で、日本で今も日本居住者であれば、英国の口座や他の国（日本を除く）の口座も、日本の確定申告対象となる場合があります。CRS により、バレないだろうと思って未申告にしておく事は非常にリスクが高い状況になっています。

3) 日本・英国どちらの金融機関にも正確な情報を出す

各国の金融機関は CRS の下、居住地国、外国の納税者番号（TIN）、住所・生年月日などを顧客から取得する義務があります。なので、日本の金融機関に対して英国居住になったのに、日本居住のままにしている、英国の金融機関に対して、日本の TIN を持っているのに申告していないと言った状態は、将来的に税務当局の照合で発覚する恐れがあります。

4) トラスト・会社などを使っている場合は特に注意

日本人でも、英国で家族信託・事業承継用のトランザクション（SPV）などを持つケースがありますが、それらが CRS 上の金融機関、投資エンティティに該当することもあります。英国では 2025 年末までに、該当する信託や金融機関は HMRC の AEOI サービスへ登録義務が課され、未登録にはペナルティもあり得ます。トランザクションや法人を使って資産運用している場合は、自分や関係者に CRS/FATCA 上の登録義務がないかを専門家と確認しておくべきです。

5) 仮想通貨（クリプト）にも CRS が広がりつつある

OECD は、暗号資産向けの CARF（Crypto-Asset Reporting Framework）と、改訂版 CRS、いわゆる CRS 2.0 を策定済み。2026 年以降、日本や英国でも、一部の暗号資産取引所・プラットフォームが CRS/CARF の対象とされ、取引情報が税務当局に自動報告される方向です。

日本人で英国居住、かつ日本取引所・海外取引所で暗号資産取引をしている人は、日英両方の課税ルールを確認し、CRS/CARF で情報が共有されることを前提に正しく申告しておく必要があります。

6) 実務上の心構え（チェックリスト）

英国在住の日本人として、最低限いかの点を認識しておくと安全です。

- * 英国の Statutory Residence Test と、日本の居住者判定で自分の税務上の居住地がどこかを確認する
- * 全ての銀行・証券・保険・暗号資産口座で自己申告書（Self-Certification）を正確に出す
- * 日本にも英国にも、未申告の海外所得がないか確認する
- * トラストや資産管理会社に関与している場合は、CRS/FATCA 上の義務を専門家に確認する
- * 年1回は、自分の保有口座一覧と税務申告内容が矛盾していないかチェックする
- * 制度改正（特に 2026 年以降の CRS 2.0 / CARF 導入）の動きに注意する

6. 最後に重要な注意事項

上記は一般的な情報であり、あなたの具体的な状況を前提とした税務アドバイスではありません。居住年数、家族構成、収入の種類、保有資産の場所などによって、日英どちらにどこまで申告義務があるかが変わります。実際に口座・資産規模がそれなりにある場合は、日英両方の税法に詳しい税理士・会計士に個別相談する事を強くお薦めします。